

# 竹原市地域公共交通会議について

## ■ 目的

### 1 道路運送法の規定に基づく地域公共交通会議

- 地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等について協議

### 2 市の地域公共交通施策の推進に関する協議の場

- 市の持続可能な地域公共交通のあり方及び実現方法を協議

竹原市地域公共交通会議設置要綱（抜粋）

（目的）

第1条 竹原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、次に掲げる目的のために設置する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。
- (2) 市の地域公共交通施策の推進に関する事項を協議する。

# 竹原市地域公共交通会議について

---

## ■今後の会議の進め方(予定)

### 平成29年6月 第1回会議

- ・地域公共交通現状分析調査業務の内容について
- ・竹原市都市計画マスタープランについて

### 平成29年11月頃 第2回会議

- ・調査事業の結果の報告
- ・調査結果に基づく意見交換等

### 平成30年2月頃 第3回会議

- ・竹原市の地域公共交通のあり方及び実現方法を協議